

国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
|---|--|---|
| <p>本則</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 評議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中期計画 <u>及び年度計画</u> に関する事項のうち、経営協議会に係る事項を除く事項</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 学長が指名する理事</p> <p>(3) 副学長 (学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第4項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。)を置く場合には、当該副学長(当該副学長が2人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者)</p> <p>(4) 農学研究院長、工学研究院長、グローバルイノベーション研究院長、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、連合農学研究科長、<u>グローバル教育院長、図書館長及び先端産学連携研究推進センター長</u></p> <p>(5) 農学研究院、工学研究院から選出された教授各1人、工学府及び農学府から選出された教授各2人並びに生物システム応用科学府から選出された教授1人</p> <p>2 (略)</p> | <p>本則</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 評議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 中期計画に関する事項のうち、経営協議会に係る事項を除く事項</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 学長が指名する理事</p> <p>(3) 副学長 (学校教育法(昭和22年法律第26号)第92条第4項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。)を置く場合には、当該副学長(当該副学長が2人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者)</p> <p>(4) 農学研究院長、工学研究院長、グローバルイノベーション研究院長、工学府長、農学府長、生物システム応用科学府長、連合農学研究科長 <u>及び</u> 図書館長</p> <p>(5) 農学研究院、工学研究院から選出された教授各1人、工学府及び農学府から選出された教授各2人並びに生物システム応用科学府から選出された教授1人</p> <p>2 (略)</p> | <p>国立大学法人法の改正に伴う改正</p> <p>ガバナンス体制の強化に伴う改正</p> |

附 則 (令和4年4月1日教規程第3号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。